

仕 様 書

1. 件名

令和7年度環境調査研修所研修棟他照明LED化工事

2. 概要

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」および「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に即し、環境調査研修所の執務室等に関する温暖化対策を推進するため、環境調査研修所において LED 照明器具を導入する。

3. 作業内容

（1）設置場所

【研修棟】

1 階： 管理室、特別会議室、ワークショップ室、アトリウム、恒温恒湿室1・2（PS・前室含む）、準備室、分析室、倉庫（西側、東側）、御手洗（男、女、及び多機能）、御手洗前室、清掃用流しブース、電気室、機械室、風徐室、出入口（外部）、EV機械室、通路

2 階： 図書室、書庫、視聴覚室、中セミナー室、給湯室、御手洗（男、女）、御手洗前室、清掃用流しブース、EPS、機械室、通路、

3 階： 大セミナー室、小セミナー室、編集室、映写室、給湯室、御手洗（男、女）御手洗前室、清掃用流しブース、EPS、倉庫、機械室（5、6）、通路、出入口

階段： 階段東側、階段西側

【他・屋外】

廃水処理所、車庫、渡り通路、屋外

※各設置場所における照明器具の数量は、7.（4）の設置状況一覧表を確認のこと。

（2）LED 照明器具の選定

原則、器具一体型のLED照明とし、「4. 環境物品等の調達」に従い省エネルギー効果が最大限発揮される品種を選定すること。

（3）照明器具設置状況一覧表の更新

設置した LED 照明器具に管理番号を割り振り添付して、設置状況一覧表の更新を行うこと。

(4) その他

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記標準仕様書等を適用する。

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

4. 環境物品等の調達

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく調達に努めること。

また、LED 照明器具は「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられた LED 照明器具に係る判断の基準（以下「判断の基準」という。）①～④を満たすよう努めること。

【判断の基準】

①投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。

ア. 基準値 1 は、固有エネルギー消費効率が表 1－1 に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表 1－2 に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。

イ. 基準値 2 は、固有エネルギー消費効率が表 1－2 に示された基準を満たすこと。

ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。

②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。

ア. 固有エネルギー消費効率が表 2 に示された基準を満たすこと。

イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。

③LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。

④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

※「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

※特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

5. 設置期日

令和8年3月31日

6. 成果物

請負者は、業務結果を取りまとめ、下記に定めるとおり、照明器具設置状況調査作業一覧表を提出するものとする。

- (1) 提出期限：令和8年3月31日
- (2) 提出場所：環境調査研修所庶務課庶務係
- (3) 成果物等：紙媒体1部及び電子媒体

7. その他

- (1) 研修で使用している時期には設置できないため、監督者と協議して作業工程を決定して、工期を組むこと。(2月及び3月の見込み)
- (2) 請負者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、環境調査研修所と請負者との間で協議の上処理するものとする。
- (4) 本業務を行うに当たって、LED照明の設置状況及び一覧表(2025年3月更新)を確認することを可能とする。

希望する者は以下の連絡先に予め連絡の上調整すること。

連絡先：環境調査研修所庶務課庶務係 (TEL:04-2994-9303)

表 1－1 LED 照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 1（投光器及び防犯灯を除く。）

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	144lm/W以上
昼 白 色	
白 色	
温 白 色	102lm/W以上
電 球 色	

- 備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする（表 1－2 及び表 2 において同じ。）。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。
- 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 114lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 96lm/W 以上とする。
- 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 156lm/W 以上とする。

表 1－2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 2（投光器及び防犯灯を除く。）

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	120lm/W以上
昼 白 色	
白 色	
温 白 色	85lm/W以上
電 球 色	

- 備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 95lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 80lm/W 以上とする。
- 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130lm/W 以上とする。

表 2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光 源 色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼 光 色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼 白 色		
白 色		
温 白 色	90lm/W以上	対象外
電 球 色		